

測 量 作 業 規 程

日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

測 量 作 業 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、日進赤池箕ノ手土地区画整理組合（以下「組合」という。）の施行する事業の実施のために必要な測量（以下「区画整理測量」という。）について作業方法等を定めることにより、その規格の統一及び必要な精度の確保等を行い、もって当該事業の円滑な推進に資することを目的とする。

(準用する規程)

第2条 区画整理測量の実施においては、日進市土地区画整理事業測量作業規程を準用し、確実に遵守しなければならない。

2 前項の運用基準は、組合事務所に備え付けるものとする。

(測量法の遵守)

第3条 組合及び測量作業機関並びに区画整理測量の作業に従事する者は、区画整理測量の実施にあたり、測量法を確実に遵守しなければならない。

(理事長への委任)

第4条 この規程に規定するもののほか、必要な事項は、担当理事の意見を聞き、理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年3月28日から施行し、平成22年3月12日から適用する。